

- (3) 運送手当ヲ即時制定セラレ度シ
- (4) 浩揚並ニ余当ノ衛生ヲ完備セラレ度シ
- (5) 賃銀一割値上ケサレ度シ
- (6) 三大市八日給金額支給セラレ度シ
- (7) 保険科ノ工場主金額負担セラレ度シ
- (8) 労働組合ヲ公認セラレ度シ
- (9) 登坂校七部ヲ排斥スル
- (10) 今回ノ問題ニ就テ犧牲者ヲ出ササルニト
- 七、経過及将来ノ豫想

労議発生ノ翌八日ヨリ従業員ハ總罷業ニ入り産所四ノ一ハ
 ハ二會談団本部ヲ置キ対策ニ腐心セルカ本回ノ争議發生原因
 カ前争議ノ解決條件ニ対スル従業員ノ不満ヨリ起レルコトハ
 組合幹部並ニ交渉代表者ニ対スル不信任ヲ意味スル結果トナ

リ再ニ幹部カ従業員代表トシテ立ケ得サル状態ニ陥ル之レカ
 内部収拾ニ努ムルト共ニ新々ナル要求書トナシ再三會社ヲ訪
 問交渉セントスルニ會社幹部ハ何レモ躊躇甚ク他ノ者ノ不在
 ニテ交渉ノ緒ニ就ク能ハサル狀況ニアルモノナルカ同一系統
 ノ争議ゴーマルセルロイト水神工場ニ附近ニアリ之レト相呼
 應シ氣勢ヲ揚グルノ虞レアリ爰我中

七、及中(通)休假也